

○学則

「たちばな介護福祉士実務者養成校」学則

(設置目的)

第 1 条 「たちばな介護福祉士実務者養成校」(以下「本施設」という。)は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修(以下「本研修」という。)を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本施設の名称は、「たちばな介護福祉士実務者養成校」という。

(位置)

第 3 条 本施設は、鹿児島県霧島市福山町福山 835 番地に置くものとする。
2 面接授業は、鹿児島県霧島市福山町福山 835 番地において実施する。

(修業年限)

第 4 条 本施設の修業年限は 6 ヶ月以上とする。

(入所定員及び学級数)

第 5 条 入所定員は、1 学級の定員を 20 名、学級数は 1 学級とし、総定員は 20 名とする。

(養成課程及び履修方法)

第 6 条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表 1 の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表 5 に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第 7 条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表 2 に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第 8 条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。ただし、養成施設長が必要と認められる場合には、休業日を変更することがある。

一 年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日

二 夏季休業 8月12日～8月15日

(入所時期)

第9条 入所時期は、各養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第12条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、履歴書、誓約書、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(通信学習の実施方法及び課程修了の認定)

第14条 通信学習の実施方法は、下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生は当研修で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。

(2) 評価方法

提出された各レポートの評価は60点以上を合格とする。

60点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出再評価を行う。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送あるいはファックスで受付し、担当講師が回答する。

2 課程修了の認定

研修終了の認定方法については、次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、授業料等未納が無い者に対し、科目ごとに

- ①事前通信学習
- ②演習中レポート及び実技の習得状況・理解
- ③受講態度

等を総合的に評価し、判断する。

評価基準は、

- A : 85 点以上
- B : 70 ~ 84 点
- C : 60 ~ 69 点
- D : 59 点未満

の 4 段階で評価し、C 以上の評価の受講者が修了者として認められる。

- 3 本施設を終了した者には、終了証明書を交付する。

(面接授業の実施方法)

第 15 条 面接授業の場合において、授業開始から 15 分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 17 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を 4 分の 3 以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

(受講料)

第 16 条 本施設の受講料は、第 7 条及び第 12 条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

- 一 既研修未受講者 110,000 円 (税込、テキスト代は含まない。以下同じ。)
- 二 訪問介護員 2 級課程 95,000 円
- 三 介護職員初任者研修 95,000 円
- 四 訪問介護員 1 級課程 80,000 円
- 五 介護職員基礎研修課程 30,000 円
- 六 介護職員基礎研修課程及び喀痰吸引等研修受講者 20,000 円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

- 3 テキスト代は、実費とする。

(補講)

第 17 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。

- 2 有料にて補講を受講する場合は、1 講義 (1 時間) 2,000 円 (消費税込) とする。

(教職員の組織)

第 18 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 19 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(最小催行人数)

第 20 条 この講座の最少催行人数は 5 名とし、それ以下の場合は中止とする場合もある。この場合の受講料は、全額返還する。

(個人情報の取り扱い)

第 21 条 本校は、受講生の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

- (1) 受講生の個人情報は、本校が取得する入学、卒業、成績、出席状況に関する事項のほか、その受講生に係る個人情報一切とする。
- (2) 個人情報は、本校事務室内保管庫に施錠して保管する。

(その他の事項)

第 22 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。